

矢吹町ネーミングライツ・パートナー募集要項

(令和7年10月1日施行)

矢吹町広告掲載取扱要綱（令和7年矢吹町告示第76号。以下、「要綱」という）に基づき、矢吹町の所有する公共施設等に愛称を命名する権利（以下、「ネーミングライツ」という。）を取得する事業者等（以下、「ネーミングライツ・パートナー」という。）の募集について必要な事項を定める。

1 募集の目的

矢吹町では企業等の広告の機会を拡大し、それによる新たな財源の確保や施設における町民サービスの向上を目的として、ネーミングライツ・パートナーを募集する。

2 ネーミングライツに関する一般的な事項

要綱に定める。

3 募集方法

「公募型」と「提案型」の2つの方法により募集を行う。

※募集金額は1万円単位（税抜）とする。

※契約期間が1年に満たない年度は月割りによるものとする。

(1) 公募型

町が対象となる施設を選定し、別紙「個別調書」において条件等を付して募集を行う。

(2) 提案型

提案時点で公募していない公共施設及び町有財産、イベント等のソフト事業について、募集を行う。

※役場庁舎、学校・幼稚園施設、文化財等、事業に適しない施設は除く。

4 ネーミングライツ付与期間

令和8年4月1日から随時。契約期間は5年とする。ただし、初期導入時には3年以上5年以下とすることができる。

（年度途中から契約を開始した場合、付与開始日から契約年数が経過する3月末日を契約期限とする。）

5 ネーミングライツ・パートナーの特典

ネーミングライツ・パートナーには、以下の特典が付与される。また、施設ごとに付与されるその他の特典がある場合は、別紙「個別調書」に記載する。

- ・対象施設の愛称命名権

- ・契約期間終了後、次期ネーミングライツ・パートナーの優先交渉権

6 愛称の条件

対象施設の『愛称』として、企業名等の付与は可能であるが、条例で定める施設名称の変更を行うものではない。愛称の付与にあたっては、要綱第4条（広告の掲載基準）について留意すること。また、契約期間中、愛称の変更はできない。

7 ネーミングライツ・パートナーによる愛称の掲出

愛称の掲出が可能な場所は、別紙「個別調書」に記載する。また、以下の点に留意すること。

- ・愛称を掲出する際に企業の広告は使用しない。
- ・道路標識の表示変更及び新設は行わない。
- ・設置する看板の箇所及び具体的な形状、大きさ、配色等は協議により決定する。
- ・看板等を設置する際は、福島県屋外広告物条例（昭和61年福島県条例第23号）の規定を遵守するものとする。

8 費用負担

ネーミングライツ料のほかに、町とネーミングライツ・パートナーの費用負担は原則、次のとおりとする。

区分	ネーミングライツ・パートナー	町
看板の新設及び既存看板の変更	○	
電気を使用する新設看板の電気使用料、子メーターの設置費用及び撤去費用	○	
新設及び変更した看板の契約期間終了時（契約の解除も含む）の原状回復	○	
新設した看板の修繕等の維持管理	○	
新設した看板を起因とした第三者への損害賠償	○	
町が作成するパンフレット、封筒等の印刷物（契約前に作成済みの場合を除く）や町のウェブサイトの表示変更		○

9 ネーミングライツ料の納付

ネーミングライツ料は、町が指定する方法で期日までに当該年度分を納付することと

し、既に納付されたネーミングライツ料については返還しない。ただし、要綱第15条に該当する場合及び次に該当する場合は還付する。

- ・町の都合により契約解除したとき
- ・町が公共施設等のイメージを著しく損ない、ネーミングライツ・パートナーの申し出により契約解除したとき
- ・公共施設等の損壊等により、施設全面が一般使用できなくなったとき。ただし、改修工事等により1か月以上使用できない場合は、月割で減額又は還付する。

10 応募資格

応募資格を有する者は、法人、個人事業主又はそれらにより構成された団体とする。ただし、要綱第5条各号のいずれかに該当する場合は、応募できない。

11 応募方法

(1) 提出書類

矢吹町ネーミングライツ事業申込書（様式1）

(2) 添付書類

ア 事業者の概要がわかる資料

イ 社会貢献に関する理念、活動実績、今後の計画等がわかる資料

ウ 法人にあつては、法人登記に係る登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し
個人事業主にあつては、個人事業の開業届出書の写し

※発行後3か月以内のもの

エ 直近1事業年度分の決算報告書及び事業報告書

オ 個人事業主にあつては、住民票の写し

団体においては、代表者の住民票の写し

キ その他町長が必要と認めるもの

(3) 受付期間

令和7年10月1日以降 随時

※令和8年4月1日付与開始の場合のみ令和7年10月31日（金）まで

※付与開始希望日の3か月前の末日を期限とする。

(4) 提出先

〒969-0296

福島県西白河郡矢吹町一本木 101

矢吹町総務課 行財政改革推進室

TEL : 0248-42-2117

Email : soumu@town.yabuki.fukushima.jp

12 選定方法

矢吹町広告掲載審査会において次の事項を総合的に判断し、ネーミングライツ・パートナーを決定する。なお、応募が1者だけの場合も、審査会において審査を行う。

(1) 審査項目

審査項目	審査のポイント	配点
ネーミングライツ料	応募金額の妥当性	20 点
愛称	親しみやすさ、呼びやすさ、施設のイメージや設置目的との整合性等	15 点
経営の安定性	事業計画書、決算報告書等による経営状況、安定性等	5 点
社会貢献等	社会貢献等の理念、活動実績、今後の計画等	5 点
地域性	町内の事務所、事業所等の有無	5 点

50点

(2) 採点方法

審査項目	採点方法
ネーミングライツ料	・ 提案額が最も高い応募者を満点の 20 点とする。 ・ その他の応募者は、以下の算定式を用いて算出する。 $\text{提案額} \div \text{最も高い提案額} \times \text{評点 (20 点)}$ ・ 応募者が 1 者のみで、提案額が最低希望価格を上回る場合、満点の 20 点とする。 ・ 応募者が 1 者のみで、提案額が最低希望価格を下回る場合以下の算定式を用いて算出する。 $\text{提案額} \div \text{町契約希望額} \times \text{評点 (20 点)}$
愛称	審査のポイントに基づき、審査者が 5 段階で評価。その評価に 3 を乗じた数値を評点とする。
経営の安定性	審査のポイントに基づき、審査者が 5 段階で評価。その評価を評点とする。
社会貢献等	
地域性	審査のポイントに基づき評価。その評価を評点とする。

- (3) 審査の結果、最低基準点（30点）に達しない場合、ネーミングライツ・パートナーとして選定しない。なお、契約前に最終的な協議を行い、町とネーミングライツ・パートナーの間で契約を締結する。

13 ネーミングライツ・パートナーの決定及び通知

- (1) 町長は、審査会の審査を経て、ネーミングライツ・パートナーを決定する。
- (2) 町長は、ネーミングライツ・パートナーを決定したときは、矢吹町ネーミングライツ・パートナー決定通知書（様式第2号）により、不採用を決定したときは矢吹町

ネーミングライツ・パートナー不採用通知（様式第3号）により、応募事業者へ通知するものとする。

（3）選定結果は、全ての応募者に通知する。

14 契約の解除

要綱第18条のとおり、契約締結後、ネーミングライツ・パートナーが応募資格を欠くこととなったとき、社会的信用を損なう行為により施設のイメージが損なわれる恐れがあるとき、その他ネーミングライツ・パートナーとすることが適当でないと認められるときは、矢吹町ネーミングライツ事業契約解除申出書（様式4）により町は契約の解除をすることができる。また、同様式により、ネーミングライツ・パートナーは、事業継続が困難なときは町へ契約解除を申し出ることができる。ネーミングライツ・パートナーより契約解除の申し出があった場合、町は審査を経て取り消しを決定した場合、矢吹町ネーミングライツ付与取消決定通知書（様式5）により通知する。

契約解除に伴う原状回復等に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担し、既に納入されたネーミングライツ料は返還しない。また、著しい業績悪化等により、中途解除することになった場合も、既に納入されたネーミングライツ料は返還しない。

15 その他

- （1） 応募にあたって生じた負担は、全て応募者の負担とする。
- （2） 提出された書類は返却しない。
- （3） 新たに設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や、施設に付けた愛称が第三者の商標権を侵害した場合の責任は、命名権者が負う。
- （4） ネーミングライツ事業によって、ネーミングライツ・パートナーが各施設等を優先して使用できるものではない。
- （5） この要項に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は、町長が定める。

問い合わせ先

〒969-0296

福島県西白河郡矢吹町一本木 101

矢吹町総務課 行財政改革推進室

（TEL 0248-42-2117）

（Email soumu@town.yabuki.fukushima.jp）